

悪質な消火器の訪問販売に注意してください

最近、利根沼田地域において、消火器の不正取引と思われる事例が発生しております。

高齢者宅に、二人組（若しくは一人）の業者を装った男性が訪問し、「消火器を点検します。」「消火器の期限が切れているため、交換が必要です。」などと、一方的に説明して高めの金額で購入を勧めるものです。

被害にあわないように、次のことに留意してください。

- 訪問者の身分証明書の提示を求めましょう。
- あやしいと思ったら、勇気をもって断りましょう。また、その場で家族や知人に相談や連絡をしましょう。
- 相手が脅迫行為にでた場合は、速やかに警察へ通報しましょう。
- 契約書をよく読み、むやみにサインをするのはやめましょう。
- もし、気づかずにサインや承諾をしてしまっても・・・

一般家庭の訪問販売では、**契約書を受け取った日から8日以内**であれば、クーリング・オフの通知を行うことで契約の解除が可能です。詳しくは自治体の「消費生活センター」又は「国民生活センター消費者ホットライン」へご相談ください。

□沼田市消費生活センター 0278-20-1500

□消費者ホットライン 局番なし188

